

添付法令資料 2 :

韓国海洋調査及び海洋情報活用に関する法律（目次）

2020年2月18日法律第17063号により制定 2021年2月19日施行

- 第1章 総則（第1条ないし第6条）
- 第2章 海洋調査
 - 第1節 通則（第7条ないし第13条）
 - 第2節 海洋観測（第14条ないし第18条）
 - 第3節 水路測量（第19条ないし第21条）
 - 第4節 海洋地名調査及び海洋地名の制定等（第22条ないし第24条）
- 第3章 海洋調査技術者、海洋調査・情報業及び海洋調査装備
 - 第1節 海洋調査技術者（第25条ないし第29条）
 - 第2節 海洋調査・情報業（第30条ないし第39条）
 - 第3節 海洋調査装備（第40条及び第41条）
- 第4章 海洋情報の活用
 - 第1節 海洋情報（第42条ないし第46条）
 - 第2節 海洋情報刊行物（第47条ないし第52条）
- 第5章 補則（第53条ないし第61条）
- 第6章 罰則（第62条ないし第66条）
- 附則